

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書（給与所得者）の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	(1)住民税システム (2)申告受付支援システム (3)地方税電子申告支援サービス (4)統合宛名システム (5)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民税課税台帳ファイル
- (2)申告受付情報ファイル
- (3)地方税電子申告情報ファイル
- (4)国税連携情報ファイル
- (5)年金特徴情報ファイル
- (6)宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表 第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号） 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第20条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課税務係
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地	0135-48-9835
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地	0135-48-9835
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。 ・事務取扱者への研修、セキュリティ研修を毎年実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	部署修正	財政課課税係	町民課税務係	事後	
	所属長修正	財政課長 三浦 史洋	町民課長 五十嵐 満美	事後	
令和1年6月24日	新様式対応			事後	
令和3年6月15日	再評価			事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	
令和5年7月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに	(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4	(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4	事後	
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通化・ガバメントクラウド対応				
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から所得証明書・課税証明書を発行する。 ①住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 ②取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ③各種申告情報・②で作成した電子データを個人住民税システムに取り込む。 ④賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する(対象者が町内在住の場合は団体内統合宛名サーバー経由、町外在住の場合は中間サーバー経由)。 ⑤住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑥賦課情報を作成する。 ⑦他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑧税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。 ⑨課税決定者・年金保険者・各企業へ税額を通知する。 ⑩作成された賦課情報を中間サーバーに登録する(提供)。 ⑪作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑫賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書・課税証明書を発行する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養は正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)住民税システム (2)団体内統合宛名サーバー (3)中間サーバー	(1)住民税システム (2)申告受付支援システム (3)地方税電子申告支援サービス (4)統合宛名システム (5)中間サーバー	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)住民税の賦課事務ファイル (2)団体内統合宛名ファイル	(1)住民税課税台帳ファイル (2)申告受付情報ファイル (3)地方税電子申告情報ファイル (4)国税連携情報ファイル (5)年金特徴情報ファイル (6)宛名情報ファイル	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条	事前	

[illegible]